



第261号



- 全産廃連「第48回関東地域協議会」を開催
- 24年度東京都予算等要望 都議会自由民主党より回答とどく
- 「緑の東京募金」目録贈呈式おこなわれる
- 行政だより 24年度の優良性基準適合認定制度の申請について



有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度収集運搬業(積替え保管を除く) 中間処理業
産 廃 エキスパート
認定番号 2-11-A0012
認定番号 2-11-C0012

ありあけこうぎょう 検索
http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0083 東京都江東区石浜 2-9-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919



2011年度 中間処理業
収集運搬業
(積替え保管を含む)
産 廃 エキスパート
認定番号 2-11-C0001
認定番号 2-11-B0063

次世代に贈る未来のために… 高精度選別再資源化システムによる リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
- OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子 manifests システムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開



市川 エコ・プラント

高俊興業株式会社 詳しくはWebへ <http://www.takatoshi.co.jp>

本 社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111 (代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント (高精度選別再資源化工場) 〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント (高精度選別再資源化工場) 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内



(公社) 全国産業廃棄物連合会「第48回関東地域協議会」を開催
環境省・廣木産廃課長が「放射性物質に汚染された廃棄物への対応について」で講演 2

24年度東京都予算等要望
都議会自由民主党より回答とどく 5

「緑の東京募金」目録贈呈式おこなわれる 9

[行政だより]
24年度の優良性基準適合認定制度の申請について
産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出のお願い
産業廃棄物処理業実績報告書の提出のお願い 11

[青年部だより]
アースデイ東京 2012 で環境学習イベント実施
子供達の「エコ宣言」にご褒美のフェイスペイントが大好評 12

[女性部だより]
第8回定時総会開く
都環境局・木村部長が「産業廃棄物行政の今後の課題」で講演 14

委員会報告 (青年部) 10

新TSK会だより 第27回 新TSK会ゴルフコンペ報告 16

つばやき 被災地を訪れて 17

地球温暖化対策 無駄なメールしてませんか? ~インターネットが温暖化に与える影響~ 18

協会の主な今後の日程 19

会員情報 19

新入会員紹介 21

講師余談 重要文化財となった木屑 古代の木くずとリユース・リサイクル 22

よろず相談 (税務・改正法人税のポイント) 24

事務局だより・編集後記 28

表紙の言葉 10

（公社）全国産業廃棄物連合会「第48回関東地域協議会」を開催 環境省・廣木産廃課長が「放射性物質に汚染された廃棄物への対応について」で講演

平成24年4月20日(金)14時から、青山ダイヤモンドホール（東京都港区北青山）地下1階サファイアルームに於いて、第48回関東地域協議会が開催された。来賓として環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の廣木雅史産業廃棄物課長を招き、「放射性物質に汚染された廃棄物への対応について」と題する講演をいただいた。協議会は平成23年度の事業報告・収支決算報告と24年度の事業計画案・収支予算案について審議し、いずれも原案どおり可決承認された。このほか、災害廃棄物の広域処理について各県の状況報告を含め活発な意見交換が行われ、次回開催地を茨城県として議事を終了した。



第48回関東地域協議会

議事に先立ち、まず石井会長より挨拶があった。石井会長は、災害廃棄物について「処理量はいまだに10%に届いていない状況である。このような中、3月には内閣総理大臣および環境大臣から各都道府県及び政令市に対し、災害廃棄物処理に関する特別措置法に基づく広域的な協力のお願いが出された。さきほど開催した会長会議の席においても、岩手県協

会長がお見えになり、広域処理の協力要請があった。災害廃棄物については、できる限りの協力をするために各県協会において行政との連携を密にして、受入体制を整えていただければと思う。」と述べた。さらに今年度の環境省の優先施策について触れ、「中間処理によって産出される資源の利活用を促進すべく、環境省より“活かそう資源プロジェクト”が打

ち出されている。これは少資源国の我が国にとって、持続的な経済活動の発展のために資源供給の道筋を確保することがますます求められているなかで、中間処理後の半分以上の資源が国外で利用されているという状況をとらえて実施されるものだ。関東地域はエコタウンなどを含め、資源循環に関する先進技術を擁する地域だ。震災後の復興に向けて資源循環事業を、関東から大胆に展開していければと思っている。」と述べた。また、公益法人制度改革について「当地域協議会



石井会長

では、昨年、神奈川県協会が公益社団法人となり、この4月からは、栃木県協会、群馬県協会が公益社団法人としてスタートした。まだ移行していない協会は、平成25年11月末の移行期間満了までにしっかりと議論をし、目指す方向に手続きを進めていただきたい。」とした。

次に、全産廃連の仁井専務理事、来賓の廣木産廃課長より挨拶の後、石井協議会会長が議長に就任して議事に入った。議事は平成23年度の事業報告・収支決算報告と24年度の事業計画案・収支予算案について事務局から説明があり、いずれも全会一致で原案どおり可決承認された。

続いて、環境省の廣木産廃課長から「放射性物質に汚染された廃棄物への対応について」の講演があった。



環境省・廣木産廃課長

はじめに、「そもそも原子力発電所は事故を起こしませんと言いつつ、このような事態になってしまった。政府への信頼が失われマイナスからのスタートだが、正しい情報をお伝えし、きちんと向き合って対処することが、この問題を解決する唯一の道だと思っているので懸命に取り組んでいきたい。」と意気込みが述べられた。

続いて本題に入り、「産業廃棄物行政にとっても最大の課題は、放射性物質に汚染された災害廃棄物であり、環境省は『みんなの力ががれき処理』というスローガンを掲げて広域処理を進めようとしている。国・自治体が一刻も早く取り組まなければならない問題。」との認識を示した。

東日本大震災の地震と津波により発生した災害廃棄物は岩手県で約476万t、宮城県で約1,569万tであり、各県において1年で排出される一般廃棄物の量と比べるとそれぞれ11年分と19年分という膨大な量に上っていること、今年3月にやっと仮置場への移動が開始されたが、本格的な中間処理・最終処分はこれからであること、被災地の復旧・復興のためには、災害廃棄物の迅速な撤去・処理が大前提であり、被災地で仮設焼却施設を設けて処理を推進しているものの、なお処理能力が不足しており、広域処理が必

須であることが説明された。

さらに、「受け入れを表明している自治体がある一方、放射性物質に汚染された廃棄物に対する周辺住民の不安も多く、なかなか受け入れが進んでいない状況であるが、専門家とともに実際に現地を周り、住民に説明を行っているところだ。こういったことを丁寧に繰り返し、一步一步突破口を開くことが大事だと思っている。」との発言があった。

さらに、災害廃棄物の広域処理においては、国が責任をもって安全性を担保すること、その費用は実質的には国が全額負担することを強調したうえで、可燃物の処理と焼却灰の安全な埋立方法について、資料に基づきデータを示しながら説明があった。また、放射性物質により汚染された廃棄物の分類、放射性物質汚染対策特措法に基づく各法の適用関係、特措法に基づく制度の概要や、指定廃棄物の今後の処理方針等についてもわかりやすく解説がなされた。

続いて、災害廃棄物の広域処理について意見交換を行った。石井会長から、「協議会に先立ち開催した会長会議において、岩手県の門脇会長がご出席になり



五十嵐常任理事（東産協）

広域処理への協力要請があった。岩手県協会としては広域処理希望量が57万トンあり、他の自治体が受け入れを表明しても地

域住民から廃棄物の放射性物質濃度への不安から受入反対があり、なかなか進まない現状であるためぜひ協力を、とのことであった。これに対し当地域協議会の各都県協会から、近々の状況報告と意見を申し上げご理解をいただいた。」との報告があった後、出席の各協会代表者より、災害廃棄物受け入れの実情と、国・環境省への率直な意見や要望が述べられ、西日本ではクリアランスレベルで規制している、受入処分の出口問題が深刻であるが3年で埋立処分場ができるか疑問である、処分場がいっぱいであるので保管の基準を考えてほしい、などの意見・要望が出された。



高橋会長（東産協）

東京の協会からは、高橋会長から「国の強力なリーダーシップが何よりも必要である、また具体的な工程表を示さなければ物事が進んでいかない。」との発言があった。また、五十嵐常任理事からは、「受入反対は誤った知識や情報によるものも多いので、正しい情報をわかりやすく提供する努力が重要だ。」との意見が出された。さらに古川専務理事からは、エアフィルタの事例について指定廃棄物とすることに関する諸問題について、事態が深刻であるとの指摘があった。

最後に、次回の関東地域協議会の開催地を茨城県とし、全ての議事を終了した。

24年度東京都予算等要望 都議会自由民主党より回答とどく

(社)東京産業廃棄物協会が平成23年9月に行った平成24年度東京都予算等に対する要望について、都議会自由民主党より回答（平成24年3月29日付）がありましたので報告します。

なお、都議会民主党・同公明党からの回答につきましても同趣旨の回答となります。

要望

一. 災害廃棄物処理支援事業の円滑実施

東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理の支援については、被災地からの災害廃棄物の受入についての東京都の事業スキームが定まり、予算措置もなされ、再委託の容認など法制度上の措置も実現し、現在、基本協定等事業具体化に必要な作業が進められているところである。

今後、事業が円滑に進められるためには、被災地の県・市町村、受入施設側の地元区市町村・住民の理解と協力が不可欠である。災害廃棄物処理支援において、東京都並びに我々処理業者が一定の役割を円滑に果たしていくことができるよう、都議会議員各位の各方面にわたるご支援をお願いする。

回答

一. 都は、東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理の支援として、3年間で50万トンを受け入れる事業スキームを整えています。

このスキームに基づき、都は、平成23年9月30日に岩手県と基本協定を締結し、現在、岩手県宮古市の災害廃棄物を受け入れています。平成23年11月に920トンを受け入れ、平成24年3月までに1万トンを受け入れる予定です。

また、平成23年11月24日には、宮城県と基本協定を締結しました。

宮城県女川町の選別された可燃性廃棄物10万トンを超部及び多摩地域の清掃工場へ受け入れるため、平成24年2月以降住民説明会を実施し、3月から受入開始予定です。

平成24年度予算額 105億94百万円（継続）

要望

二. 第三者評価制度の定着化について

一昨年からスタートした東京都の第三者評価制度は、優良な処理業者が市場で正当な評価や理解を得るための仕組みとして、全国的にも注目されているところであ

る。一方、国においては、平成23年4月から改正廃棄物処理法に基づく、優良業者認定制度（更新の許可期間をこれまでの5年を7年とする）が開始されている。このため、審査料が不要である国の制度の普及が都の第三者評価制度の定着に大きな影響を及ぼしかねない状況にある。

都の第三者評価制度がより充実した制度であることは明らかであるが、制度の定着を図るためには、審査料の引き下げもさることながら、排出事業者に対する一層の周知と認定処理業者にとって明確なメリットやインセンティブが是非とも必要である。

排出事業者に対するより強力な働きかけを行うとともに、都（外郭団体を含む）が、自ら、業務発注に際し、業者選定において認定処理業者が優先的に採用されるような方策を講じることを強く要望する。

回答

二. 都の第三者評価制度はきめ細かく設定した評価項目について現地確認を含めた審査を行うなど、書類審査のみである国の制度と比べ優位点が多くあるため、引き続き制度の普及を進めていきます。

また、今年度、処理業者にとってより利用しやすいものとするため、関係者の意見を踏まえ、更新時の認定期間の延長や申請料金の引き下げを行いました。

排出事業者に対しては、平成23年4月の廃棄物処理法の改正により、排出事業者による廃棄物の処理状況に関する確認の責務が明確化されたこととあわせて、産業廃棄物処理業者選定の際には、認定された業者との契約を検討するよう、排出事業者団体に働きかけを行ってきました。引き続き、このような取組を積極的に行っていきます。

平成24年度予算額 712千円（継続）

（以上 環境局）

契約の発注にあたっては、多数の企業に広く受注機会を与え、競争性を確保するという基本的考えがあります。

第三者評価制度は平成21年からスタートしたばかりであり、固定された産業廃棄物処理業者が極めて少ない現状にあります。

したがって、今後の制度の状況を見極めてまいります。

（財務局）

要望

三. 再生砕石の活用による東京の高度防災都市化の推進

高度成長期に建設された建築物等が更新期を迎え、解体工事等に伴う建設廃棄物

は今後排出量が増加すると考えられる。しかし、コンクリートがらを原料に製造される再生砕石は、公共工事の激減などにより需要減退の傾向にある。また、一部ではバージン材にこだわる発注元もある。このため、リサイクルの優等生と言われてきた再生砕石がその行き場を失い、滞貨が山となり、仮置き場もなく、関係者は苦慮している。

再生砕石の流れが滞ると、コンクリートがらの受け入れが困難となり、解体工事の進捗にも制約が生じ、建物の更新等の都市の再生にもブレーキがかかることになる。

こうした事態を避けるためにも、バージン材からリサイクル材への移行の推奨はもとより、一層間近になったとされる首都直下型地震などに備えた東京の高度防災都市化を急ぎ、再生砕石の需要先となる地盤のかさ上げなどを含む高潮・津波対策、液状化対策、道路・河川等のインフラの耐震・強化を直ちに進めるべきと考える。

東京の高度防災都市化を推進し、再生砕石の活用並びに円滑な都市の更新を図られるよう、強く要望する。

回答

三. 「東京都建設リサイクル推進計画」（平成20年4月）や「東京都建設リサイクルガイドライン」（平成23年6月）、「東京都建設リサイクルガイドライン」（民間事業版）

（平成23年6月）では、『コンクリート塊については、破碎、選別、不純物除去及び粒度調整を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石及び再生コンクリート用骨材として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材及びコンクリート用骨材等に利用する』こととしています。

また平成23年6月に公表した「平成23年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」では、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るものを環境物品の「特別品目」として定めており、公共工事の実施に当たっては、本方針に基づき「特別品目」などの環境物品等を調達することとしています。

庁内関係機関等と協力し、再生砕石のより一層の利用促進を図り、建設リサイクルの推進に向けて取り組んでまいります。

（都市整備局）

都は、再生砕石の一部にアスベストが混入していたことを受け、再生砕石の利用を控える動きが見受けられたため、平成23年3月に、関係団体と「再生砕石の利用推進に係る共同宣言」を行うとともに、その宣言について、国・区市町村の発注部局等に周知し、再生砕石の活用を働きかけてきました。引き続き、再生砕石の活用が進むよう、関係部局と連携して取り組んでまいります。

要望

四. 放射性廃棄物について

東京電力福島第一原発事故により、廃棄物に放射性物質が付着するケースが多く発生し、そのような廃棄物に対する廃棄物処理法の適用や安全確保などの取り扱いについて、産業廃棄物処理業者の間に戸惑いが生じている。また、処理業者の受入基準を緩和し、広く受け入れるようにとの排出事業者からの要望がある一方、処理物に放射性物質が付着していた場合、搬出先が確保できないという問題もある。

国は、法の適用について整理を行い法制度の見直しを行うとともに、必要な基準や、除去・処理の方法、責任の所在、とりわけ放射性物質に汚染された物の集積・処分先の確保を急ぐべきである。

三党合意による「放射性物質汚染対処特別措置法案」の報道もあるが、一日も早く制度と体制が整備され動き出すよう国に対し強く働きかけていただきたいと要望する。

なお、あらゆる分野で放射線量等の計測が必要になりつつあり、東京都においても中小企業団体による測定機器購入費の助成を開始しているが、事業者の団体である社団法人も助成の対象とされるよう要望する。あわせて、測定器に関する価格・性能等の信頼できる情報を都民に提供されるよう要望する。

回答

四. 平成23年8月30日に放射性物質汚染対処特措法（「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」平成23年8月30日法律第110号）が公布されました。

また、その後同法に基づく関係省令及び関係告示が公布され、平成24年1月1日から施行されています。

都においては、放射性物質汚染対処特措法に基づく廃棄物の適正処理に関する説明と情報提供に努めて参ります。

(以上 環境局)

都は、震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の放射能事故に起因する風評被害に対応するため、都内の中小企業団体が放射線測定機器を購入する費用に対して助成金を交付し、その構成員である中小企業者が製品の放射線を自主的に検査し、その安全性をアピールする取組を支援しています。

(産業労働局)

「緑の東京募金」 目録贈呈式おこなわれる

4月9日(月)東京都庁第二本庁舎の環境局長室に於いて、「緑の東京募金」目録贈呈式が行われ、当協会の高橋会長より大野輝之環境局長に目録が手渡された。



大野局長(左)と高橋会長



大野局長

「緑の東京募金」は、ヒートアイランド対策のみならず、都民に憩いを与える緑であるため、東京都

により平成19年10月に創設された。運営する「緑の東京募金実行委員会」は都民・企業・行政から組織され、マラソン五輪メダリストの有森裕子氏や、アルピニストの野口健氏などの著名人も参加している。



高橋会長

募金は、(1) 都内の街路樹を100万本に倍増、(2) 校庭の芝生化、(3) 多摩地域のスギ林を伐採し、花粉の少ない

森に更新、(4) ゴミや残土で埋め立てられた島に海の森を整備、の4つの事業に活用されている。

当協会では、20年度から毎年寄付を継続してきた。累計300万円となり、今回をもって終了する。なお、平成20年7月には東京都環境局長感謝状を受賞している。

募金の内訳は以下のとおり。

20年度	100万円
21年度	30万円
22年度	30万円
23年度	140万円 (累計300万円)

目録贈呈式の様子は、「緑の東京募金」ホームページにも掲載されている。

(<http://www.midorinotokyo-bokin.jp/index.html>)



局長室にて歓談

青年部（濱松部長）

平成24年4月12日(木)15時から11名の幹事により幹事会が開催された。

まず、濱松部長よりCSR2プロジェクトの現在の都道府県別エントリー状況等について報告がなされた。CSR2プロジェクトのエントリーについては4月末までエントリー期間が延長されたこともあり、委員会等で各幹事が引き続き呼びかけをしていくことが確認された。

次に、2月に行われた異業種交流会の今後の展開の仕方について協議された。当日参加した幹事からは排出事業者の声を聞ける貴重な機会だったという意見が多数あったため、異業種交流会についてはさらに交流を深めていくために今後行うこととした。

続いて、4月に参加するアースデイについて、実行委員の石田副部長より経過報告及び当日の概要説明がなされた。当日はパンフレット及びポスター等で協会のPRをしていくこととした。

最後に総会等の今後の行事予定について確認され、会議は終了した。

なお、次回の幹事会は5月15日(火)15時より開催される。

表紙の言葉

加藤鞆美^{ともみ}甲冑職人の制作する「江戸甲冑」は、節句飾りとして有名な「江戸甲冑」を古代甲冑として正確に踏まえ制作されている。加藤氏は甲冑師一家の次男で、先代が全国を歩いて調査した資料や知識を兄弟で引き継ぎ、平安、鎌倉当時の技と現代のハイテク技術をすり合わせて、日夜、伝統の継承に取り組んでいる。したがって“生きた百科事典”のように知識を蓄えた名匠である。

加藤氏は自宅にある工房で板金・染色・組み紐・皮革など、多岐にわたる伝統的技術・知識の集大成である「江戸甲冑」の製造にいそしんでおられるが『ミニチュアを作るのも本物を作るのも、心構えは同じでなければならない。表現したいものはあくまでその時代の美であり匂いである。』と喝破されていた。

甲冑師 加藤鞆美

所在地 東京都文京区向丘2-26-9

アクセス 東京メトロ南北線「本駒込」駅下車徒歩6分
都営三田線「白山」駅下車徒歩10分

電話 03-3823-4354 / FAX 03-3823-4354

行政だより

24年度の優良性基準適合認定制度の申請について

廃棄物処理法の改正により、排出事業者の責任が強化され、排出事業者の処理業者に対する目は益々厳しくなるものと考えられます。東京都では、優良な産業廃棄物処理業者を認定する第三者評価制度を実施しておりますので、業務運営の見直しや、ビジネスチャンスの拡大のため、是非ご活用ください。

【平成24年度申請受付】

平成24年5月22日(火)から8月31日(金)まで

(公財)東京都環境公社のホームページよりエントリー後、必要書類を公社まで郵送または持参してください。

制度の詳細や申請方法については、環境局及び(公財)東京都環境公社のホームページでご確認いただけます。

○東京都環境局産業廃棄物対策課ウェブサイト

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/index.html

○(公財)東京都環境公社ウェブサイト

<http://www.tokyokankyo.jp/>

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出のお願い

管理票交付者は、法第12条の3第7項に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）をとりまとめた「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、知事に提出する必要があります。

本年度の報告対象者は、マニフェスト（電子マニフェストを除く）を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで交付した事業者となります。

提出期間は、平成24年6月30日までとなります。

産業廃棄物処理委託を受けた産業廃棄物許可業者の方は、その排出事業者に対し、報告書を提出するよう周知の方よろしくお願いいたします。

産業廃棄物処理業実績報告書の提出のお願い

東京都では、「産業廃棄物処理事業者の実績報告に係わる要綱」に基づき、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の方から実績報告を求めています。

報告対象の産業廃棄物許可業者の方へは、報告書様式等の発送をしますので、受取った様式に必要な事項をとりまとめ、平成24年6月30日までに提出してください。収集運搬、処分の実績のない場合についても提出が必要です。

東京都における産業廃棄物行政にご理解とご協力をお願い致します。

東京都環境局廃棄物対策部
産業廃棄物対策課規制監視係
TEL03-5388-3589

アースデイ東京2012で環境学習イベント実施 子供達の「エコ宣言」にご褒美のフェイスペイントが大好評

4月21日(土)、22日(日)の2日間にわたり代々木公園にてアースデイ東京2012が行なわれた。

今年で青年部として4回目の参加となるが、今回はNPOビレッジでの一般参加ではなく、アースデイ事務局(本体)との協賛という形での参加となった。



当日参加した青年部員を中心に集合写真

イベント自体のコンセプトと青年部の企画をあわせることで、より一体感を出すものだ。

毎年延べ14～15万人が参加するこのアースデイ東京の目的は、「地球のことを考えて行動する日」というコンセプトにもあるように、実社会の中でこの日ぐらいいは「環境のことに興味を持ちましょう」という取組みなのだ。また今回は去年の大震災の影響で被害を受けた福島の子供たちを招待して「心のケア」をすべ

く思いっきり遊んでもらおうと子供向けプログラムが多いことも特徴だった。

我々青年部はイベント会場に設置されたごみゼロステーション隣の特設ブースで子供たちに向けた環境教育を企画内容とし、リサイクルクイズなどを行なった。先ず、今回のイベントで出たゴミをごみゼロステーションで10種類に分けたものが最終的にどのようなものにリサイクルされるのか具体的にイラストを使い説明。リサイクルの流れを一通り勉強した

後、自分自身が明日から出来る環境保全に向けたメッセージを葉型の付箋に「エコ宣言」として記入するというもの。



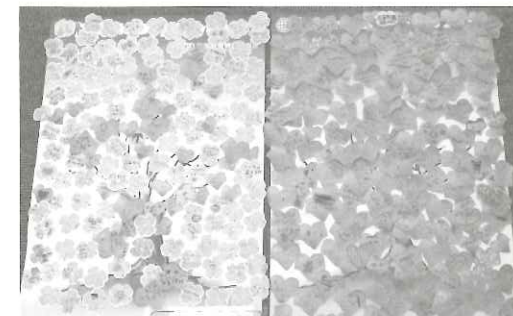
リサイクルクイズを出題するスタッフ

エコ宣言してくれた子供たちには、プロのアーティストさんによるフェイスペイントを無料にて用意、これが…大好評!人が人を呼び終日行列が絶えず、とても人気のブースとなり、たくさんの笑顔があふれていた。

第三者評価制度の評価項目に必要な「都内での環境貢献活動の取組み」とし



エコ宣言を貼ってくれる子供達



たくさんの子供達のエコ宣言でいっぱい



フェイスペイントに並ぶ子供達

で参加して下さった企業様も満足していただけるイベントになった。

楽しみながら環境貢献活動が出来るイベントとしてこの「アースデイ東京」、これからも継続していきますが、是非来年こそは色々な方にも参加して欲しい…ボランティアとしてでも、家族と遊びに来てくれるだけでも…来場しないと感じられない一体感がそこにあります。

Another world is possible. ~新しい未来は自分たちの手で

なお今回運営をお手伝いいただいた会員企業の若手社員の皆様ありがとうございました。

青年部アースデイ東京 2012

実行委員 相川 記



大勢の来場者で大賑わい



女性部だより



第8回定時総会開く 都環境局・木村部長が「産業廃棄物行政の今後の課題」で講演

平成23年4月19日(木)14時30分より、女性部第8回定時総会が協会会議室にて行われた。部員30名全員が出席（内委任状8名）。過半数を超えており、総会は有効に成立した。

まず、協会の古川専務理事よりご挨拶があり、お話の中で女性部には大変期待をしているとの有り難いお言葉を頂いた。東京都環境局の廃棄物対策部長も女性部には期待をしてくださっているということで、業界のイメージアップのためにも頑張りたいとお話だった。女性ならではの取り組みが徐々に浸透し、認められてきていることはとても嬉しいことだ。



二木部長

引き続き、女性部の二木部長から今年度の女性部の活動について「今、女性に求められる（期待される）ことが多くなってきており、そこにやりがいを感じられるようになっている。そのような中、今年度の全産廃連等の主催する環境を考える全国大会が東京で開催されるので、その場で全国の廃棄物業界で働く女性との交流の場を持ちたい。」とお話があった。全国から集まる方々とコミュニケーションをとることにより、多くの情報共有を行い、女性部の活動をより良いものにするため、今年は部員の方々にも全国大会へ向けて協力をお願いしたいとのことだった。

二木部長の挨拶のあと、山下副部長が議長を務め、審議を行った。

- ・第1号議案 平成23年度事業報告承認の件
- ・第2号議案 平成23年度決算報告承認の件
- ・第3号議案 平成24年度事業計画案承認の件
- ・第4号議案 平成24年度予算案承認の件
- ・第5号議案 役員全員任期満了につき役員候補者選出の件

これらの議案について、満場一致で承認可決された。

議事終了後、新役員に選出された方の挨拶があった。また、東京臨海リサイクルパワー(株)の山田さんが新たに入部をしたので挨拶を頂いた。

女性部にも若手が少しずつ入部しており、ベテランの方と若手の融合で今後の活動も更に有意義なものにしていきたいと思っている。

(白井エコセンター(株) 木村英恵 記)

みんなが使おう！
再生紙

女性部新役員名簿

役職名	氏名	会社名	備考
部長	二木 玲子	大谷清運(株)	再任
副部長	野村 幸江	(株)東京クリアセンター	再任
副部長	山下 智栄子	(有)スリーシープランニング	再任
幹事	小野寺 美加	リサイディアコーポレーション(株)	再任
幹事	平原 由樹	山下産業(株)	再任
幹事	前川 佑子	(株)トーホークリーン	再任
幹事	吉田 きく江	(株)クリエイト	再任
幹事	渡邊 久美	武蔵野土木工業(株)	再任
幹事	木村 英恵	白井エコセンター(株)	新任
顧問	森 裕子	(株)ハチオウ	再任



木村部長

総会終了後、「産業廃棄物行政の今後の課題」をテーマに、東京都環境局廃棄物対策部の木村尊彦部長を講師に迎えて、平成24年度最初の勉強会が開催された。

勉強会では、3Rの促進、有害廃棄物・危険廃棄物等の適正処理、循環ビジネスの展開などについて、さまざまな事例を交えながら現状を分かり易くご説明いただくとともに、国や都の取組みや今後の展開といった、非常に有益な情報提供をしていただいた。

なかでも小型電子機器からのレアメタル等金属資源の回収については、都が回収ボックスを設置する場合でも一般廃棄物処理業の許可が必要となること、オフィスビル等での委託契約、マニフェスト発行のあり方や産業廃棄物収集運搬業の許可の全国一本化などについて、現行制度上の課題や問題点について忌憚のないお話をされ、制度の改善には業界からの積極的な働きかけが不可欠であるとのこと意見をいただいた。

最後に、業界に向けた活動案として、廃棄物業界によりよい人材を集めるための広義で捉えた「環境ビジネス」という枠での合同就職説明会の開催や、処理施設のデコレーションといった業界の活性化やイメージアップのためのご提案をいただいた。他にも、CO₂削減のための燃料評価や放射能管理など、廃棄物分野以外の課題にも言及され、1時間半という短い時間であったにも係らず、密度の濃い勉強会となった。

木村部長の講話からは、全体を通じて行政と廃棄物業界がともに意見を出し合いながら協力し、よりよい廃棄物処理の仕組みを作りだしていこうとする熱い思いが溢れており、廃棄物業界の一員として非常に心強いものであった。

また、業界団体として、循環型社会に貢献できるアイデアや制度の改善に対する提案を積極的にしていくことの重要性を改めて感じた。

最後にお忙しいなか、貴重なお時間を割いていただいた木村部長に心からお礼を申し上げます。

((公財)東京都環境公社 齊田多恵子 記)

無駄なメールしてませんか？

～インターネットが温暖化に与える影響～

一般的な会社員の業務上のCO₂排出量は、Eメールの送受信だけで年間13.6トン 仏環境・エネルギー管理庁による2011年の推計だ。日本人の一人当たりCO₂排出量は年間9.3トンなので約1.5倍にあたる。郵便や社内文書を減らせばペーパーレスとなり、出張に替えてTV会議にすればCO₂を排出する輸送手段を用いずにすむ。私たちの多くは、インターネットを利用することが、業務の効率化と“エコ”に繋がると信じているが、果たして本当だろうか？インターネットは地球温暖化にどれだけ影響を与えているのか。

冒頭の計算は、従業員100人規模・年間勤務日数220日の仏企業で、社員1人の1日のメールの送受信を、受信58通、送信33通（1メガバイト/1通）として試算した値だが、CCで送信先を複数にしたり、1通のサイズが大きくなれば、さらにCO₂排出量は増える。これらを1割減らせば1トン分の排出量削減になる。これはパリ～ニューヨーク間の往復フライトの排出量、または1日5000万ツイート（140文字のつぶやき（ツイート）1件当たりのCO₂排出量を0.02gとした場合）が行き交う量に相当するという。地球温暖化防止を謳う環境団体は、Eメールやツイッターによって活動が拡大することを歓迎しつつも、コンピュータやサーバーが使用する電力が化石燃料によるものであれば、発電過程でCO₂を発生させていることにジレンマを抱いているらしい。それでも、電話や郵便、人の移動によるCO₂排出量はインターネットの利用によって削減されているし、イギリスの調査会社の2007年推計によると、情報通信技術産業のCO₂排出量は急増してはいるが、世界全体の総排出量のわずか2%にすぎない。

ところで、今年1月1日から欧州連合（EU）は、航空機からの温暖化ガス排出規制を導入した。EU内を離着陸する

全ての航空機にCO₂削減が課せられ、削減できなければ未達分を埋め合わせる排出枠の購入を義務付ける。そのコストを節約するために、EU各都市への直行便を減らし、非EU加盟国を経由して排出規制を受ける距離をセーブしようとする航空会社が現れる可能性が考えられるという。経由便は直行便より飛行距離が伸び、結果的には旅客当たりのCO₂排出量は増える。例えば成田発パリ直行は9,700kmでCO₂排出量722kg/人だが、イスタンブール経由では11,220kmで850kg/人となる。これでは、地球全体にとって逆効果となりはしないだろうか。

毎日、読み切れない量のEメールを受信するあなた、漏れがあつてはいけないあなた、インターネットだって温暖化への影響がゼロではない。内容や宛先を見直せば、エコ度も仕事の効率もアップすること間違いなしと思うが、いかがだろうか。

（日栄産業(株) 吉本 記）

＜参考＞

AFPBBニュース、日本経済新聞、EDMC/エネルギー・経済統計要覧2011年版、ICAO Carbon Emission Calculator

～協会の主な今後の日程～

(平成24年5月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考	
5	2	水	中間処理委員会 15:00～	協会会議室	
	9	水	常任理事会 13:30～/第295回理事会 14:30～ <新規申請者対象>平成24年度東京都「優良性基準適合認定制度」説明会14:00～	協会会議室 東京都トラック総合会館	
	10	木	<新規申請者対象>平成24年度東京都「優良性基準適合認定制度」説明会14:00～ 法制度検討委員会 15:00～	東京都トラック総合会館 協会会議室	
	12	土	女性部 幹事会 16:00～	外部・会議室	
	14	月	<更新申請者対象>平成24年度東京都「優良性基準適合認定制度」説明会14:00～	東京都トラック総合会館	
	15	火	広報委員会 10:00～ <更新申請者対象>平成24年度東京都「優良性基準適合認定制度」説明会14:00～ 医療廃棄物委員会 15:00～ 青年部 幹事会 15:00～	協会会議室 東京都トラック総合会館 協会会議室 外部・会議室	
	16	水	安全衛生推進委員会 16:00～	協会会議室	
	17	木	女性部 幹事会 14:00～/全体会 15:00～	協会会議室	
	22	火	全産廃連：(正副会長会議12:00～) 第7回理事会 13:30～	全産廃連会議室	
	23	水	第57回定時総会 15:30～/懇親会 18:00～	青山ダイヤモンドホール	
	30	水	東京都医師会医療廃棄物適正処理推進協議会 13:00～	東京都医師会会議室	
	6	5	火	中間処理委員会分科会合同会議 15:00～	協会会議室
		8	金	青年部 幹事会13:30～/総会15:00～/勉強会15:45～/懇親会17:30～	協会会議室
		13	水	常任理事会 13:30～/第296回理事会 14:30～	協会会議室
14		木	収集運搬委員会 15:30～	協会会議室	
15		金	全産廃連：第2回定時総会 13:30～	明治記念館	
19		火	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室	
21		木	女性部 幹事会/部内勉強会	協会会議室	
22		金	多摩支部 支部会14:30～/研修会15:00～/懇親会 17:00～	アミュー立川	
26	金	常任理事会 15:00～	協会会議室		
28	木	[会員対象]安全衛生研修会「粉じん作業に係る特別教育」 13:00～	神田グリーンホール		

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

会員情報

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成23年8月31日発行）の掲載頁

クイックコーポレーション

62ページ

(No.1157)

【旧住所】〒143-0011 東京都大田区大森本町1-6-2-918

【旧電話番号】03-5753-0377

【旧FAX番号】03-5753-0435



【新住所】〒114-0032 東京都北区中十条1-13-7-201

【新電話番号】03-5948-0377

【新FAX番号】03-5948-0435

(有)大空土木 140・198ページ

(No.1062) 【新会社名】(株)大空リサイクルセンター

*グループ合併による社名変更

日立物流オリエントロジ(株) 62ページ

(No.1100) 【旧住所】〒143-0021 東京都大田区北馬込2-14-2

【旧電話番号】03-3775-4541

【旧FAX番号】03-3771-1778

↓

【新住所】〒135-8372 東京都江東区東陽7-2-31

SSビルB棟2階

【新電話番号】03-5634-1428

【新FAX番号】03-3645-3161

寺田工業(株) 97ページ

(No.4029) 【旧代表者名】代表取締役社長 寺田 弘

↓

【新代表者名】代表取締役社長 寺田 明子

財団法人 東京都環境整備公社 90・91ページ

(No.4103) 【新法人名】公益財団法人 東京都環境公社

*公益財団法人への移行認定による変更

三菱電機ビルテクノサービス(株) 222ページ

(賛No.88) 【旧代表者名】品質保証本部CS部 小池 一英

↓

【新代表者名】品質保証本部CS部 小畑 康

新寿堂運輸(株) 77ページ

(No.3146) 【旧代表者名】代表取締役 國澤 義夫

↓

【新代表者名】代表取締役 國澤 大介

◎ 新 入 会 員 紹 介 ◎

日中交流サービスセンター(株)

代表取締役 王 伝江

産業廃棄物収集・運搬(積替え保管を除く)

[廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類]

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-25-15 South新大塚ビル11階

☎03(5940)7290

三協物産(株)

代表取締役 武者 英之

産業廃棄物収集・運搬(積替え保管を除く)[廃プラスチック類、ゴムくず]

〒124-0013 東京都葛飾区東立石1-21-3

☎03(3696)0568

(株)新居浜鐵工所

代表取締役 森實 建介

賛助会員 2軸式破砕機・資源リサイクルプラント等機材メーカー

〒474-8502 愛知県大府市横根町惣作208番地

☎0562(48)2255

(株)イング

代表取締役 森 一幸

賛助会員 放射線測定業者

〒120-0043 東京都足立区千住宮元町14-1 INGビル

☎03(5813)5710

(株)イーシス

代表取締役 石井 美也紀

賛助会員 廃棄物管理システム提供・JWNETのEDI接続業者

〒160-0008 東京都新宿区三栄町25番地 ネオ寺島ビル3階

☎03(5919)4670



重要文化財となった木屑 古代の木くずとリユース・リサイクル

専務理事 古川 芳久

講習会の講師、時間の制約もあり、肩の力を抜く話をする余裕がありません。そこで、誌上で息抜き話をひとつ。

本誌第259号で、奈良の飛鳥池遺跡の古代の産業廃棄物の話をしたが、もう一つ大事な廃棄物があったのだ。それは木屑、古代史では「木簡」という。地中から発見された木製品のうち、墨で字が書いてあるものを、広く木簡と呼んでいる。荷物を送るときの荷札、容器の中身を記した付札、墓地の卒塔婆など、木簡は広く用いられたようだ。文字を削り取れば何度でも使えたので、伝票や手紙としても多用されたようだ。したがって、削り屑も木簡とともに大量に発掘されている。

ところで、木屑といえば、一般廃棄物か産業廃棄物かで悩んできた経緯がある。関係者の努力で、平成19年に「木くず」の取扱い区分に変更が行われ、「貨物の流通に使用したパレット」及び「物品賃貸業に係る木くず」が産業廃棄物に追加された。けっこう重たい荷物・資材を上に乗せ、フォークリフトで持ち上げるのは子供のころから馴染んだ風景である。あのごっつい典型的な産業廃棄物に見えるパレットがまさか一般廃棄物だとは思ってもいなかった。やはり、一廃・産廃の区分については、早く抜本的見直しをすべきだろう。

さて、古代の木屑である木簡だが、1961年に今は一部復元がされ世界遺産になっている平城宮跡の発掘現場で、泥水

の中から40点の木簡が出土したのがわが国最初の木簡の発見だそうだ。古事記や日本書紀、続日本紀などの限られた歴史書でしか知ることができなかったところに、木簡という形で思いもよらぬ文字資料が、以後大量に発見され、歴史の研究が格段に進むことになったという。

木簡が広く知られるようになった契機は、1988年の長屋王家木簡の発見だといわれている。当時、新聞に大きな活字が躍っていたことを記憶している。奈良市で、デパート建設に際して実施された発掘調査により、平城宮の東南部に近接する平城京（奈良の都）の一等地の、約6万平米の広大な宅地内から約3万5千点にも及ぶ木簡が出土した。木簡の中には「長屋王親王宮鮑大贄十編」の記載のあるものもあり、天平元年（729）長屋王の変で自害した左大臣長屋王の邸宅であることが判明した。長屋王は、古代最大の内乱であった壬申の乱の英雄である高市皇子（天武天皇の長子）の子で、母は天智天皇の皇女という大変な出自だ。藤原氏系の聖武天皇のライバルであり、無実の罪で死に追い込まれたといわれる。

それだけの有力王家であったため、邸内から出土した大量の木簡からは当時の上流貴族の豊かな暮らしぶりや広範囲に及ぶ交易関係、王家の家政機関の大きさなど、目をうばうものがある。諸国・郡にある封戸（国からの給与として与えられたもの）や私有地等からの荷札木簡は37カ国にもわたり、伊豆国の荒堅魚、上

総国の荏油（エゴマの油）、武蔵国の菱の実などの例もある。また、祖母の実家（筑前国宗像郡司家⇒福岡県）からの鮎の鮓と鯛の醬漬の荷札木簡もあった。

長屋王家の美食生活を物語る木簡には①牛乳を運んできた人に対する米の支給木簡、②牛乳を煮詰めて当時珍味中の珍味であった蘇（そ＝コンデンスミルクの固形品のようなもの）を製造していたことを示す「牛乳煎人」の伝票木簡、③犬や鶴に食料として白米を与えていたことを示す木簡、④日常的に氷を利用していたことを示す木簡などがある。木簡には家政機関の部署名や役職名・職人名そして数量、日付などが記され、1300年前の姿が生き生きと伝わってくる。

木簡は、文字を削り取り繰り返し使用していた（リユース）だけでなく、手を加えて再利用（リサイクル）もさかんに行われていたという。もちろん、木材だから燃料にということではない。そういえば、青年時代、登山技術書の中に、山行に携行するものとして「竹べら」が挙げられていたことを思い出す。テントを張るときのペグ代わりにもなるが、穴掘りや靴の泥落とし、そして、用を足したときの後始末（ちり紙のない時）に使う大変軽くて便利なものだ。

実は、古代史学に斬新な情報をもたらす木簡、大部分が断片と化した状態で発掘されているという。従来は、公文書の記載内容を後に残さないために裁断したと理解されていたが、現在、シュレッダー目的に裁断されたのではないことが判明している。古代の遺跡から出土する木簡の大半は、排便のあと、お尻をぬぐう道具として再利用された上で捨てられ

たものであったのだ。この道具を籌木（ちゅうぎ）というそうだ。先ほどの竹べらを籌木として試しに使用したことがあるが、慣れないせいか上手くいかなかった。しかしこの籌木（「捨木」とよんでいた）、日本では、昔は盛んに使われており、昭和の初めのころまで使われていた地域もあったそうだ。

木簡のリサイクル品である籌木は、形状がさまざまであるが、基本形は幅2センチ、長さ20センチ内外の薄い細板だそうだ。ごく丁寧に加工したのもあれば、割り裂いた細板の側辺を粗く削っただけのものもあり、長さも、40センチを越すものから5センチ以下のものもあるという。短いものは一度使用した籌木の末端部を折り取って再使用した際の残りと考えられている。

出土木簡や籌木は、ごく少数例を除いて、焼却されていないという。籌木に関する昭和初期の日本各地での調査によると、焼却された例もあるが、焼却しない場合の理由として、不浄な籌木に神聖かつ清浄であるべき「火」を接触させないためとされているそうだ。古代の木簡が良い状態で残されているのは「水」に浸されているところであり、籌木も同じく水分が十分ある環境に埋没したからこそ、腐食することなく今日に貴重な歴史情報を伝えることができたといえる。1961年に発掘された平城京第1号木簡は、明らかに籌木として再利用されたものであるが、今は国の重要文化財に指定されている。

*木簡については、木簡学会編「木簡から古代がみえる」（岩波新書2010年）。



梅澤 隆
顧問 公認会計士

税務相談

改正法人税のポイント

問

平成23年12月2日に公布された法律の改正で、施行時期が平成24年4月1日以降となる法人税関係の事項について教えてください。

回答

以下の主な事項は原則平成24年4月1日以後から適用になります。

- 普通法人の法人税率の引き下げ… 適用時期24年4月1日以後開始事業年度から適用
- 減価償却制度… 24年4月1日以後終了する事業年度の減価償却限度の計算から適用・経過措置があります。
- 寄付金課税… 24年4月1日以後開始事業年度から適用
- 貸倒引当金制度… 24年4月1日以後開始事業年度から適用
- 欠損金の繰越控除… [損金算入の制限] 24年4月1日開始事業年度から適用
[控除期間の延長] 20年4月1日以後終了事業年度分から適用

1. 普通法人の法人税率の引き下げ

租税特別措置にて平成24年4月1日から平成27年3月31までに開始する事業年度適用される中小法人の軽減税率（所得800万円以下に適用）は18%から15%へ引き下げられました。

	改正前		改正後	
	基本税率	軽減税率	基本税率	軽減税率
普通法人	30%		25.5%	
中小法人	30%	18%	25.5%	15%

なお、震災の復興財源確保のため、基本法人税額に対し10%の「復興特別法人税」が平成24年4月1日以後開始する3事業年度に課されます。

2. 減価償却制度

定率法の償却率について定額法の250%から定額法の200%に縮減

3. 寄付金課税

一般寄付金の損金算入限度額が縮減

$$\begin{aligned} & (\text{資本金} \times 0.25\% + \text{所得} \times 2.5\%) \div 2 = \text{従来の損金算入限度額} \\ & (\text{資本金} \times 0.25\% + \text{所得} \times 2.5\%) \div 4 = \text{改正後の損金算入限度額} \end{aligned}$$

4. 貸倒引当金制度

貸倒引当金制度の適用が残る法人を以下に限定

- ① 中小企業や協同組合等
- ② 銀行・保険会社等
- ③ 売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権等を有する法人

したがって、貸倒引当金制度は適用範囲を縮小して残すが、原則廃止となりました。ただし、中小企業については従来どおりです。

5. 欠損金の繰越控除

大法人の損金算入限度額を所得の80%に縮減、中小企業をも含め控除期間を9年に延長

【減価償却制度の経過措置】

減価償却制度は原則、平成24年4月1日以後の取得から定率法の償却率が200%定率法（定額法の2倍の償却率）になります。

経過措置として

- ① 24年4月1日より前の開始で24年4月1日以後終了事業年度、すなわち4月1日をまたぐ事業年度では24年4月1日以後取得資産でも定率法の採用は現行の250%定率法（定額法の2.5倍の償却率）の償却率で減価償却できる。

例えば12月決算法人の場合、平成24年4月1日から12月31日までの間に取得した減価償却資産については250%定率法を適用することができます。

したがって、この経過措置で200%定率法は平成25年12月決算（25年1月1日から12月31日の事業年度）に先送りができます。

また、例示の12月決算の会社の場合、24年4月1日以後取得の固定資産については250%定額法も200%定額法も選択可能です。しかし、その場合、事務処理は煩雑になります。選択に当たり、所轄の税務署に届出の必要はありません。

- ② 250%定率法適用資産（既存資産）について税務署へ届出すれば200%定率法の償却率による償却でも当初の耐用年数で終了できる経過措置です。（当初年数償却終了措置）

これは、取得価額を変更事業年度の期首簿価とし、耐用年数を「法定耐用年数—耐用年数省令附則の経過年数表で求めた経過年数」とみなして、200%定率法で償却限度額の計算を行うことになっています。

平成24年4月1日以後に取得される減価償却資産は200%定額法により償却がなされることとなります。同日前に取得された減価償却資産がある場合200%定率法と250%定率法が混在することとなります。こうした事務処理の負担を軽減することを目的とした経過措置です。ただし、届出書を所定の時期に提出する必要があります。

【200%定率法と250%定率法の比較】

具体例をとって減価償却費がどのようになるか見てみたいと思います。
 前提として、取得価額……1,000,000円 耐用年数・7年とする場合を想定します。
 償却率……200%定率法は0.286、250%定率法は0.357
 改定償却率……200%定率法は0.334、250%定率法は0.500
 保証率……200%定率法は0.08680、250%定率法は0.05496
 これは償却率表より得られます。
 3年経過の時点で比較してみます。

期末簿価で見てみます。250%定率法では265,848円、200%定率法では363,995円です。
 取得価額は1,000,000円ですから、250%定率法では簿価率は26.5%、償却の進み具合で
 みれば、73.5%が償却済みということになります。200%定率法では簿価率は36.3%、
 償却の進み具合で見れば、63.7%が償却済みということになります。

250%定率法の方が早期に償却を進めることができたこととなります。償却費による
 税効果を考慮すると資金が早期に回収でき、次の設備投資に資金を使えることにな
 っていました。

<200%定率法による償却>

耐用年数……7年 取得価額……1,000,000円
 200%定率法の償却率……0.286
 改定償却率……0.334
 保証率……0.08680

年数	1	2	3	4	5	6	7
期首簿価	1,000,000	714,000	509,796	363,995	259,893	173,089	86,285
調整前償却額	286,000	204,204	145,801	104,102	74,329		
償却保証額	86,800	86,800	86,800	86,800	86,800		
改定取得価額 ×改定償却率					86,804	86,804	86,284
償却限度額	286,000	204,204	145,801	104,102	86,804	86,804	86,284
期末帳簿価額	714,000	509,796	363,995	259,893	173,089	86,285	1

<250%定率法による償却>

耐用年数……7年 取得価額……1,000,000円
 250%定率法の償却率……0.357
 改定償却率……0.500
 保証率……0.05496

年数	1	2	3	4	5	6	7
期首簿価	1,000,000	643,000	413,449	265,848	170,941	109,916	54,958
調整前償却額	357,000	229,551	147,601	94,907	61,025	39,240	
償却保証額	54,960	54,960	54,960	54,960	54,960	54,960	
改定取得価額 ×改定償却率						54,958	54,957
償却限度額	357,000	229,551	147,601	94,907	61,025	54,958	54,957
期末帳簿価額	643,000	413,449	265,848	170,941	109,916	54,958	1

平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定
 償却率及び保証率の表(耐用年数省令別表第十)

耐用年数	償却率	改定償却率	保証率
2	1.000	—	—
3	0.667	1.000	0.11089
4	0.500	1.000	0.12499
5	0.400	0.500	0.10800
6	0.333	0.334	0.09911
7	0.286	0.334	0.08680
8	0.250	0.334	0.07909
9	0.222	0.250	0.07126
10	0.200	0.250	0.06552
11	0.182	0.200	0.05992
12	0.167	0.200	0.05566
13	0.154	0.167	0.05180
14	0.143	0.167	0.04854
15	0.133	0.143	0.04565
16	0.125	0.143	0.04294
17	0.118	0.125	0.04038
18	0.111	0.112	0.03884
19	0.105	0.112	0.03693
20	0.100	0.112	0.03486
21	0.095	0.100	0.03335
22	0.091	0.100	0.03182
23	0.087	0.091	0.03052
24	0.083	0.084	0.02969
25	0.080	0.084	0.02841
26	0.077	0.084	0.02716
27	0.074	0.077	0.02624
28	0.071	0.072	0.02568
29	0.069	0.072	0.02463
30	0.067	0.072	0.02366
31	0.065	0.067	0.02286
32	0.063	0.067	0.02216
33	0.061	0.063	0.02161
34	0.059	0.063	0.02097
35	0.057	0.059	0.02051
36	0.056	0.059	0.01974
37	0.054	0.056	0.01950
38	0.053	0.056	0.01882
39	0.051	0.053	0.01860
40	0.050	0.053	0.01791
41	0.049	0.050	0.01741
42	0.048	0.050	0.01694
43	0.047	0.048	0.01664
44	0.045	0.046	0.01664
45	0.044	0.046	0.01634
46	0.043	0.044	0.01601
47	0.043	0.044	0.01532
48	0.042	0.044	0.01499
49	0.041	0.042	0.01475
50	0.040	0.042	0.01440

(注) 耐用年数省令別表第十には、耐用年数100年までの計数が掲げられています。

事務局だより

緑の季節になった。桜の花も散って余り目立たなかった葉が、今はもう立派に育ち、大地から根を通して栄養分を吸い上げ、生き生きとしている様を感じさせる。木は人間、動物、生き物にとってかけがいのないものだ。いつも一緒に、大切にしていかなければならない。「みどりの日」があるのも、こういう時期に、改めて自然の大切さを考えようということではないか。4日という日は大型連休の中に挟まれているため、ずっと過ぎてしまっていた。時には、大空を見上げて、思いっきり深呼吸してみよう。自然、緑を意識して見ると、気持ちいいですよ。

さて、連休の中には、こどもの日もある。15歳未満の子供の推計人口は、前年比12万人減の1665万人だという。1950年以降、子供の数の減少は、31年連続で最少記録も更新したそうだ。日本の総人口は約1億2800万人。総人口に占める子供の割合は、13%で、これも38年連続で低下しているという。主要20数カ国でも最低を記録

している。

これからの社会を継承していく子供が減少していくという推計については、複雑な思いである。日本の総人口も減少傾向にあり、この1年で26万人減少しているというから、寂しい感じもあり、不安である。子供を含め総人口が増加していけば活気にあふれ、生産活動も活発になり経済環境も上向きに変わっていくのではないだろうか。しかし、現実には厳しい。これまで増加傾向に追いつき追い越せと対応してきたが、減少傾向に対する対応に慣れていない。成熟時代という言葉は大変きれいではあるが、それで終わりでは困る。他力本願ではなく、一人ひとりが自分のこととして考える時が来たのだ。少子高齢化に対応するには、他人ごとではなく、自分の問題として受け入れることから始めなくてはならないような気がする。

事務局は総会に向けての準備にまっしぐら。新法人設立に向けての重要な総会への会員皆様の参加をお待ちしています。

(井野)

編集後記

五月晴れの季節です。日本の気候の中でももっとも過ごしやすい時期を迎えています。毎年申し上げていますようにこの時期は多種多様な催しが行われています。その中には日本画の展覧会もあります。日本画の青と緑、といっても日本の色に対する区分は単純ではなく、青にも何種類もの青、緑にも同じく色彩に対する感覚が他の国、文化圏とも異なっているようです。五月はこれらの青と緑が自然界でひととき鮮やかに輝く季節です。眼に鮮やかな色彩を楽しんで頂ければ幸いです。

廃棄物の世界も色とりどりに言いたい所ですが、自然界と同じように千差万別と表現すれば、そうかもしれません。これらには眼を凝らしてみないと危険が伴います。廃棄物が何であるのかは排出者にしか分かりません。排出者の情報が全てです。これが正しければ、3Rも円滑に進むと想われます。廃棄物であれ、何事もそうですが、万物はある意味、

やはり美しくなければならぬのかもしれない。

再生可能エネルギーの話題が数多く出されているこの頃です。原子力発電所の再稼働はそう簡単には実現しない情勢です。現在のように火力発電に頼る状態は燃料を対外依存せざるを得ないことから、今流に言えば、超不安定です。従って、エネルギーの多様化を至急実現しなければ、日本経済は持たないかもしれません。人間も食物をエネルギーに変えています。ここでも無駄なエネルギーを使わないように努力すべきでしょうか。

この号がお手元に届く頃、協会は節目の総会を開催しています。節目と申し上げますのは法人制度改革に則した体制を決めなければならないという意味です。どうか今後とも協会の活動が活発化するよう、皆様からのご助言を広報委員会一同は期待しているところです。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2012 第261号

発行人 高橋 俊 美
企画・編集 広報 委員 会
発行所 東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
http://www.tosankyo.or.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

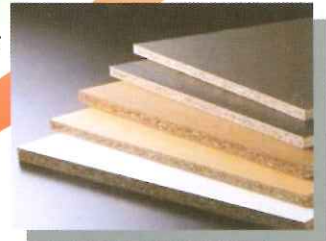
東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？ 私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137
新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525
埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティクス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667